

加計呂麻島・請島・与路島にお住まいの方へ

(車検時の航送運賃の助成があります!)

※すべて自動車検査証に記載された使用者の名義で申請してください。

※世帯員に、町税等の滞納がある場合は交付できないためご確認ください。

■1. 対象：車検目的で航送した車検義務のある車両（車検は2か月前より可能です。）

①道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第58条第1項に定められた検査義務のある自動車。

②瀬戸内町に軽自動車税を納税している軽自動車

自動車検査証の登録住所が「加計呂麻島、請島、与路島」になっていること。

■2. 対象外

新規購入・修理・買い替え・譲渡・廃車等の自動車検査以外の目的で航送する車両並びに特殊手荷物に分類される二輪の小型自動車
(車検の結果、廃車になった場合は、町民生活課へご確認ください。)

■3. 対象航路

生間港・瀬相港・請阿室港・池地港・与路港発着のフェリーかけろま、せとなみ、天長丸で航送する車両

■4. 交付申請に必要な書類（※すべて自動車検査証に記載された使用者の名義であること。）

①瀬戸内町島外車検車両航送料対策補助金交付申請書兼同意書(各港待合所または商工交通課内に設置)

②その他必要な書類(1)～(4)は必須

(1)自動車検査証又は自動車検査証記録事項の写し(検査後)

(4)リース契約車両の場合は、その契約書の写し

(2)自動車運転免許証の写し(表面と現住所が異なる場合は両面)

(5)その他、町長が必要と認める書類

(3)自動車航送券の写し(往復分)

■5. 申請期限 ※年度をまたがないように余裕をもって航送・申請してください。

①復路の海上輸送をした日の翌日から3か月以内又は3月31日のいずれか早い日までに提出

※申請日の基準については、自動車検査終了後、生間港・瀬相港及び請阿室港・池地港並びに与路港への航送日となります。

■問い合わせ先：瀬戸内町商工交通課商工交通係（海の駅2階）

Tel0997-72-0640

※詳細については、瀬戸内町役場ホームページに掲載の「**瀬戸内町島外車検車両航送料対策補助金交付要綱**」をご確認ください。

